

大統領制型東西2大道州制

(1) 全体像

1. 『大統領制型東西2大道州制』とは

- ・アメリカ大統領制の長所を取り入れた東西2つの大きな州をつくる道州制で、50ヘルツと60ヘルツという電気の周波数を境にして、日本を東日本州と西日本州の東西2つの大きな州に分ける。
- ・日本の政治を「国・道州・基礎自治体」という3つの組織体を基本として運営することや、それぞれの政治的な役割は従来の「地域主権型道州制」とほぼ同じだが、州を2つにしているところや、州にアメリカ大統領制の長所を取り入れるところ、日本のしくみを国から段階的に変えるところ、現在の市町村の合併を急がないところ等に大きな違いがある。
- ・大統領制型東西2大道州制は、日本を「国・東日本州・西日本州」という「3つの政治的な極」を持つ国に変えようという構想で、日本の政治を早く改革するために、まず国と都道府県の間、新たに2つの大きな地方自治体を「州」という形で作って、改革を進めていく。
- ・将来的には、2つの州からさらに新たな道州が独立することも想定している。

2. なぜ『大統領制型東西2大道州制』か

- ・日本では、国政の最高責任者である首相が毎年のように変わっており、政治が不安定になっている。しかも、その国に権限の多くが集まっているために、それが日本全体に波及して、地方も含めてすべてが不安定になっている。この根本のところを変えないと日本の政治は再生しない。
- ・これならば、憲法を変えずに「大改革」を行うことができる。

3. 『大統領制型東西2大道州制』の大きな特徴は

- A. 権限・財源・人材を「早期」に移行し、政治的な役割分担を「早期」に明確にする
- ・最大の特徴は、日本の政治を「早期」に大改革できること。その柱は、中央から地方への権限移行。
 - ・東西2つの「大きな受け皿」を州という形で新たに作り、そこに現在国が抱えこんでいる政治分野で地方が担当した方がよいと思われるものを、現在それを担当している官僚ごと移してしまう。
 - ・国が、本来、国が行うべきことに専念できるようになれば、国の政治も蘇る。
- B. 内政は、4年間、直接選んだリーダーに託す
- ・選挙制度等に「アメリカ大統領制の長所」を取り入れて、日本の政治を安定させ、また活性化する。
 - ・州知事の任期は4年。直接選挙とし、その際には複数の副知事も一緒に選ぶ制度にする。
 - ・州庁の幹部スタッフは多数外部採用し、州知事交代の際には入れ替えることができるようにする。
 - ・州議会の任期は2年。州議会議員選挙は知事選がある際には必ず同時に行い、「ねじれ」をなくす。
- C. まず国から改革し、その後段階的に、地域の自主性を尊重して変える
- ・国の制度改革から始め、当初は今の国政を国と州に権限を分けることに専念し、州が安定するまでは現在の都道府県・市町村のしくみは大きく変更しない。

4. その他の特徴

- A. 東京一極集中の是正
- B. 新しい組織を作り、理想的なしくみを政治に組み込む
- C. 競争で政治の質が高まる
- D. 基礎自治体により権限が移行するので、より住民の声を反映した政治が行われる
- E. 二重行政の解消
- F. 大きい基礎自治体には行政区を設け、公選の首長・議員を選ぶ
- G. 『矢祭町的なあり方』を容認する（特別基礎自治体制度を新設する）
- H. 議員の数を減らし、日当制の議員を増やす
- I. 2年ごとに複数の選挙を同時に、計画的に行い、投票率を上げる
- J. 州知事が災害対策の最高責任者

(2) 国・道州・基礎自治体・特別基礎自治体・行政区

1. 国について

A. 全体がスリムになる

- ・現在、国が行っている役割を、2つに分け、「国」と「州」で分担する。
- ・国の担当は、国家の存立に関係することや国家的見地から統一的に行わなければならないことのみとし、それ以外の、現在国が抱えている権限・財源・人材の多くは、「州」に移す。
- ・国は、外交・安全保障、金融・通貨、最低限の生活保障・年金、皇室、司法等を担当する。
- ・制度導入後の中央省庁は、総理府・外務省・防衛省・法務省等と、必要により新設する省庁のみとなる。
- ・他の省庁は、地方出先機関はもちろん、本省も国に残る一部を除いては、権限も財源も人材も各州に移す。

B. 国会・内閣の基本は変わらない

- ・国政は、引続き国会（衆議院・参議院）及び内閣が担当。
- ・内政についての多くが州に移行するため、国会議員の数は当然少なくなり、大臣の数も減る。
- ・選挙制度や国会の運営等については、新しい制度を踏まえて、最良の形を模索していく。

2. 道州について

A. 道州の分け方について

- ・州は、50ヘルツと60ヘルツという電気の周波数を境として、原則、県単位で分ける。
東日本州＝東京電力・東北電力・北海道電力管内
西日本州＝関西電力・中部電力・北陸電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力管内
- ・ヘルツ数が2つに分かれる静岡県については、県を分けてそれぞれの州に所属するのか、それとも県単位で、どちらかの州に所属するのか、それは静岡県民の選択に任せることにする。
- ・新潟県、長野県内のヘルツ数が異なる地域についても住民の判断を優先。

B. 道州の役割について

- ・州は、基礎自治体を越えた広域に渡る行政を担当。
- ・具体的には広域に渡る、警察治安、災害復旧・危機管理、公共事業、環境保全、経済・産業の育成、労働・雇用対策、科学技術・学術文化の振興、さらには、地域間の財政格差の調整を担当する。
- ・中央から移った組織で新たに「州庁」をつくり、制度の進展に即して、都道府県庁の組織の一部を吸収していく。
- ・州都はそれぞれの州の中間地域あたりに新設する。
- ・州内の地域間格差の調整は、原則、州が独自に行う。

C. 州知事・州議会について

- ・各州の知事は住民が直接選挙で選ぶ。任期は4年。最長2期8年まで。
- ・州知事選挙は、複数の副知事を事前に指名することを義務付け、共に審判を受けるようする。つまり事前に「チーム」をつくり、「チーム単位」での選挙とする。
- ・州知事に事故があったときは、筆頭副知事が残りの任期を担当する。
- ・州の幹部スタッフは、州知事のブレーンを多数外部採用し、州知事交代の際には入れ替えることができるようにする。
- ・州議会議員の任期は2年。議会は原則解散なしで通年開催とする。
- ・州議会議員選挙は、州知事選挙がある際は必ず州議会選挙と同時に行う。

3. 基礎自治体について

A. 基礎自治体は政令指定都市をイメージ

- ・基礎自治体には、現在の市町村の役割に都道府県の役割の多くが追加され、現在の政令指定都市とほぼ同様の役割になる。

- ・理想の人口規模は30万人だが、当面は、現在の市町村と東京23区を基礎自治体とし、名称は「市」に統一する。
- ・将来の分割・合併は住民の意思を尊重して行う。

B. 基礎自治体の具体的な役割について

- ・基礎自治体の役割は地域に密着した行政で、具体的には、まちづくり、消防・救急、福祉関係、保健衛生、教育文化、公害対策、戸籍・住民基本台帳等になる。

C. 市長・市議会について

- ・市長は住民が直接選挙で選び、任期は4年、最長3期12年までとする。
- ・市議会議員の任期は2年。議会は原則解散なしで通年開催とする。
- ・市議会議員選挙は、市長選挙がある際には必ず同時に行う。

4. 「特別基礎自治体」について

A. 「特別基礎自治体」とは

- ・特別基礎自治体は、州が決めた範囲で自治権を持つ基礎自治体で、州の直轄地域となる。
- ・特別基礎自治体は、離島・山間地等が多数存在する日本の地理的条件を考慮して設けた制度で、財政的には州が支援する。
- ・名称は「町・村」とする。

B. 町村長・町村議会について

- ・町村長及び議員は、直接選挙によって選任し、その任期は共に4年とする。
- ・長は常勤とするが、議員は日当制とする。

5. 基礎自治体の「行政区」について

A. 基礎自治体の「行政区」とは

- ・基礎自治体は、必要に応じて、地区の運営主体として「行政区」を設定することができるようにする。
- ・人口50万を超える市は、行政区を必ず設けることを義務付ける。
- ・行政区は、所属する基礎自治体が決めた範囲内で自治権を持ち、住民により身近なサービスを担当する。

B. 区長・区議会について

- ・行政区の運営は、長である「区長」と議決機関である「区議会」によって運営する。
- ・行政区の事務は、特別な職員を雇用するのではなく、市の職員が担当する。
- ・区長及び議員は直接選挙によって選任し、その任期は4年とする。
- ・区長及び議員の選挙は市長の選挙と同時に行う。
- ・長は常勤とするが、議員は日当制とする。

6. 都道府県の廃止と「大統領制型東西2大道州制」の完成

- ・現在の都道府県は、新制度の整備状況にしたがって、その権限・財源・人材を「基礎自治体」及び「州」に移行する。
- ・移行が終了した都道府県から廃止していき、すべての都道府県が廃止された段階で、政治構造が3層に戻った段階で、「大統領制型東西2大道州制」の完成とする。

(3) 実現手順

☆大統領制型東西2大道州制は、4つの段階に分けて、実現する。

1. 第1段階

- ・現在の国政を「国」が行うべきものと「地方」が行うべきものに分け、「東日本州」と「西日本州」という新たな州をつくり、地方が行うべき内政の多くを国から東日本州と西日本州に移す。

1. 「大統領制型東西2大道州制移行法」を作成する。
2. 衆参両院の過半数、あるいは、衆議院の3分の2以上の賛成で「移行法」を可決する。
3. 道州を設置できるように地方自治法等を改定する。(必要に応じて法律を順次改定する。)
4. 国会で、「州知事」及び「州議会議員」選挙の日程を決定する。
5. 国会で、各「州都」を決定し、「州庁」設置の準備を開始する。
6. 現在の国政を、「国」が行うべきものと「州」が行うべきものに仕分けする。
7. 州都に「州庁」を設置し、該当する霞が関の機能を移行する。(権限・財源・人材を移す。)
8. 州知事・州議会議員を選挙し、州の行政を開始する。
9. 州行政開始後の国政選挙から順次、衆参の国会議員を削減する。
10. 内閣の大臣を必要な数にまで減らす。

◎第1段階では、現在の都道府県や市町村のしくみは変更しない。

2. 第2段階

・第2段階では、現在の政令指定都市を新制度での「基礎自治体」とし、現在の都道府県と同等の地方自治体とする。

1. 都道府県の機能を「州」及び「基礎自治体」に移行できるように地方自治法等を改定する。
2. 現在の政令指定都市を新制度での「基礎自治体」とし、都道府県と同等の自治体とする。
3. 現在の都道府県の機能のうち、広域行政に該当する部分を「州」に移す。(担当職員も移す。)
4. 都道府県議会から現在の政令指定都市に割り当てられている議員定数を削減する。

3. 第3段階

・第3段階では、「基礎自治体」を強化し、都道府県の権限を「基礎自治体」に移す。

1. 「特別基礎自治体」及び「基礎自治体の行政区」を新設できるように地方自治法等を改定する。
2. 政令指定都市以外の市町村と東京23区を「基礎自治体」と「特別基礎自治体」に分ける。
3. 準備が整った「基礎自治体」に、順次「都道府県」の残りの機能を移行する。(担当職員も移す。)
4. 都道府県議会から「機能移行が完了した基礎自治体」に割り当てられている議員定数を順次削減する。
5. 「特別基礎自治体」に関する都道府県の機能は、「州」に移行する。(担当職員も移す。)
6. 特別基礎自治体に対する補助の方法等を「州議会」で決定する。
7. 人口50万を超える基礎自治体に「行政区」を設置し、首長・議員を公選する。(50万以下も可)

4. 第4段階

・第4段階では、都道府県を廃止する。

1. 基礎自治体及び州に機能移行が完了した都道府県より順次廃止する。
2. 個々の事情により基礎自治体への移行が不十分な機能を州に一時的に移す。
3. すべての都道府県を廃止する。

5. 大統領制型東西2大道州制の完成

・すべての都道府県の機能の移行が完了して、都道府県がなくなった段階で、政治構造は、国・道州・基礎自治体の3層に戻り、この段階で「大統領制型東西2大道州制」の完成とする。

6. その先の可能性

- ・2つの道州を分割して、道州を更に増やす。(例えば、北海道・中部州・九州・沖縄特別州など)
- ・人口が多い基礎自治体は分割する。
- ・特別基礎自治体を合併により、基礎自治体にする。